様式第二十五（第18条関係）

平成　　年度における認定事業再編計画の半期実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業再編計画の平成　　年度の半期における実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．事業再編計画の目標の達成状況
２．実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容
３．事業再編計画に伴う労務に関する事項

（備考）
１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
⑴　事業再編に係る事業の目標の達成状況
⑵　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
⑶　生産性の向上を示す数値目標の達成状況
⑷　財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
２．実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業再編事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業再編計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
⑴　社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
⑵　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
⑶　社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
⑷　株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。
３．事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、認定事業再編計画と実績とを対比させて記載する。
⑴　事業再編計画の開始時期の従業員数（認定事業再編事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下⑵から⑸まで同じ。）
⑵　事業再編計画の当該半期の終了時期の従業員数
⑶　当該半期中、事業再編計画に充てた従業員数
⑷　⑶のうち、新規採用された従業員数
⑸　事業再編計画に伴い当該半期中に出向し、又は解雇された従業員数

別表
実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区　分	計　　画	実　　績
実施内容等		

様式第二十六（第18条関係）

平成　　年度における認定事業再編計画（認定事業参入計画）の適時実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業再編計画（事業参入計画）の実施に当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）
１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
農業競争力強化支援法施行規則第18条第５項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第二十七（第20条関係）

農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の規定に基づく証明申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

農業競争力強化支援法施行規則第21条第１項の規定に基づく証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．施設の相当程度の撤去の比率＿＿＿＿＿％
２．設備の相当程度の廃棄の比率＿＿＿＿＿％
３．設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
４．廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用
⑴　設備廃棄等に係る減価償却資産の解体及び廃棄に係る費用
⑵　他に転用できない材料、半製品及び補修用部品の廃棄に係る費用
⑶　他に転用できない発注済みの材料及び補修用部品に係る費用
⑷　賃借した建物及びその附属設備に係る原状回復費用
⑸　設備廃棄等が行われた施設又は設備に係る業務に関して物品等の提供を行う事業者の補償に係る費用
５．「３．設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「４．廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額

（備考）
１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．施設の相当程度の撤去の比率
⑴に規定する合計額から⑵に規定する合計額を除したものを記載する。
⑴　別表１の「１．撤去する施設の内容及び帳簿価額」に、撤去する施設の内容、撤去する直前の帳簿価額及び撤去期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
⑵　別表１の「２．撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額」に、施設を撤去する直前における、撤去する施設の帳簿価額と残存保有する施設の帳簿価額の合計額を記載する。
２．設備の相当程度の廃棄の比率
⑴に規定する合計額から⑵に規定する合計額を除したものを記載する。
⑴　別表２の「１．廃棄する設備の内容及び帳簿価額」に、廃棄する設備の内容、廃棄する直前の帳簿価額及び廃棄期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
⑵　別表２の「２．廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額」に、設備を廃棄する直前における、廃棄する設備の帳簿価額と残存保有する設備の帳簿価額の合計額を記載する。